

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成28年10月14日（金） 8：31～8：46

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
金田勝年 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
松野博一 国務大臣（文部科学大臣）
塙崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
山本有二 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
山本公一 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
今村雅弘 国務大臣（復興大臣）
松本純 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
鶴保庸介 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石原伸晃 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
加藤勝信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山本幸三 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸川珠代 国務大臣
陪席者：萩生田光一 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 5件
- 公布（法律） 1件
- 法律案 7件
- 政令 4件
- 人事 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、萩生田副長官から御説明申し上げます。

○萩生田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び山本幸三大臣から御発言があります。

次に、「日・米物品役務相互提供協定」の締結につき、国会の承認を求めるについて、御決定をお願いいたします。本協定は、平和安全法制に基づく新たな物品役務提供を含む日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における物品役務提供について、基本的な条件を定めるものであります。

次に、「記念貨幣の発行」について、御決定をお願いいたします。本件は、平成29年2月に開催される第8回アジア冬季競技大会を記念するため、1,000円貨幣を発行するものであります。あわせて、同貨幣の素材等を定める「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令」について、御決定をお願いいたします。これらの案件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、公式実務訪問賓客待遇について、御了解をお願いいたします。カザフスタン国大統領が11月6日から9日まで、我が国を訪問されることとなりましたので、同期間、公式実務訪問賓客として接遇するものであります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「アフガニスタン国」及び「パラオ国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正法」が、11日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、法律案7件について、御決定をお願いいたします。まず、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案」は、本年8月の人事院勧告及び意見のとおり、一般職の国家公務員の俸給月額の引上げ、扶養手当の見直し、介護時間の新設、育児休業等に係る子の範囲の拡大等を行うものであります。

次に、「特別職の職員の給与に関する法律」、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」、「裁判官の報酬等に関する法律」、「検察官の俸給等に関する法律」、「裁判官の育児休業に関する法律」及び「防衛省の職員の給与等に関する法律」の一部改正法案は、それぞれ、特別職の国家公務員、地方公務員、裁判官、検察官、防衛省職員について、一般職の国家公務員に準じた給与等の改定を行うものであります。

次に、政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「サイバーセキュリティ基本法及び情報処理促進法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月21日と定めるものであり、「情報処理促進法施行令の一部を改正する政令」は、情報処理安全確保支援士制度の創設に伴い、同支援士試験の受験手

数料等を定めるものであります。

次に、「地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、熊本地震に伴う保険金支払により民間準備金の水準が低下したことに合わせて、政府が締結する地震再保険契約において支払うべき保険金を定める際の基準となる金額の改定等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。安田昭三外155名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から去る8月8日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて、申し上げます。本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであります。その内容については国家公務員制度担当大臣から御発言いただきます。

次に、山本幸三大臣。

○山本（幸）国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。

- ① 一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行う。
- ② 特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。

以上のとおりであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：平成29年2月に札幌にて開催される第8回アジア冬季競技大会の成功に向けた機運を醸成するため、同大会を記念する貨幣の発行及びその図柄等を定める政令につきまして閣議の御決定をお願いする次第であります。

当該記念貨幣の額面価格につきましては、1,000円とすることとし、図柄につきましては、表面にはスキージャンプとフィギュアスケートの選手を、裏面には大会エンブレム等を、それぞれ採用することとしました。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：平成28年度補正予算（第2号等）につきましては、11日に、成立を見るに至りました。改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。

本補正予算により、「未来への投資」を更に推し進め、アベノミクスを一層加速し、デフレからの脱出速度を最大限まで引き上げてまいります。

こうした観点から、各大臣におかれましては、本補正予算を含めた本経済対策の各施策を、国・地方を挙げて円滑かつ着実に実施していただくよう、御協力をよろしくお願ひいたします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：平成28年度補正予算（第2号等）が早期に成立したことにつきましては、私からも改めて各位の御協力に対し感謝申し上げます。この機会に、予算の実施につきまして、一言申し上げます。

ただいま、総理から本補正予算の円滑かつ着実な実施について、御指示がありました。各大臣におかれましては、本補正予算に盛り込まれた取組の効果を十分に發揮させる観点から、円滑かつ適切な執行に取り組んでいただくようお願いいたします。

地方自治体や関係機関におきましても、同様に円滑かつ適切な執行が図られるよう、よろしくお取り計らい願います。

○菅国務大臣：次に、石原大臣。

○石原国務大臣：ただいま、総理から、補正予算及び経済対策の円滑かつ着実な実施について、御指示がございました。

本対策については、スピード感を持って具体化を図ることが重要であるため、関係閣僚におかれましては、自ら進捗管理を指揮していただくようお願いします。

また、内閣府が行う進捗状況の取りまとめに御協力をいただくようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣から2件御発言がございます。

○高市国務大臣：まず、平成28年度補正予算の地方公共団体における円滑かつ適切な執行について申し上げます。

今回の経済対策が十分な効果を発揮するためには、地方公共団体においても円滑かつ適切な事業執行に取り組んでいただくことが重要であり、その旨地方公共団体に対し要請を行います。

関係府省におかれましては、事務処理の円滑化を図る観点から、補助金等の早期交付及び事務の簡素合理化を図られますよう、御協力をお願いしたいと存じます。

次に、行政相談週間の実施について申し上げます。

来る10月17日から23日までの1週間は、「行政相談週間」です。

この期間を中心に、各府省、地方公共団体等の御協力を得て、ワンストップで様々な苦情・相談を受け付ける「1日合同行政相談所」を各地で開設するなど、全国的に行政相談活動を重点的に展開します。また、熊本地震や台風などによる被災者、避難者の皆様からの御相談にも引き続き丁寧に対応してまいります。

行政相談は、国民一人ひとりの声に応えるとともに、行政の制度・運営の改善をも図るものであり、国民が安心して暮らせる国づくりの一端を担っています。各大臣におかれましては、政府全体が連携して、苦情・相談の解決に取り組むべく、引き続き御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

まず、国土交通大臣。

○石井国務大臣：「未来への投資を実現する経済対策」が十分に効果を発揮するためには、本補正予算で措置された公共事業について、その円滑な施工を確保することが重要です。

そのためには、人や資材等の着実な確保とともに、円滑な発注による入札契約、前金払制度の活用などの取組を推進する必要があり、関係省庁、地方公共団体等と

連携して取り組むこととしたいので、関係各位の御協力をお願いします。

国土交通省としても、これらの取組を推進し、まずは公共事業予算を始め補正予算の円滑かつ適切な執行に取り組んでまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：「未来への投資を実現する経済対策」が十分に効果を発揮するためには、公共工事の円滑な発注について地方公共団体にも御協力いただくことが必要となります。

そのため、総務省としては、公共工事が円滑に発注でき、十分にその効果が発揮されるよう、入札契約手続の効率化や前金払制度の積極的な活用による資金調達の円滑化等について、関係府省と連携して、地方公共団体に取組を要請してまいりたいと考えております、関係各位の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎一般案件

- 資料あり ○公務員の給与改定に関する取扱いについて
(決定) (内閣官房・財務省)
- 〃 ○日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件 (決定)
(外務省)
- 〃 ○記念貨幣の発行について (決定) (財務省)
- 〃 ○カザフスタン共和国大統領ヌルスルタン・アビシェヴィチ・ナザルバエフ閣下の公式実務訪問賓客待遇について (了解) (外務省)
- 資料なし ☆アフガニスタン国駐箚特命全権大使鈴鹿光次外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使高橋博史外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定) (同上)

◎公布(法律)

- 資料なし ☆地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律 (決定)

◎法律案

- 資料あり ○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案 (決定)
(内閣官房・財務・厚生労働省)
- 〃 ○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (決定) (内閣官房・財務省)
- 〃 ○地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案 (決定) (総務・厚生労働省)

- 資料あり ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（法務省・内閣官房・財務省）
〃 ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
〃 ○裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（法務省）
〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（防衛省・内閣官房・財務省）

◎政 令

- 資料あり ○サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（内閣官房・経済産業省）
〃 ○情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
〃 ○地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
〃 ○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

◎人 事

- 資料あり ☆岡山大学名誉教授安田昭三外155名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]